

令和5年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要領
(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度における「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及びその実施に直接必要な経費等)

第2条 要綱第2条に定める補助対象事業として、令和5年度に補助の対象とする事業及びその実施に直接必要な経費等は、次の各号のとおりとする。

(1) 【略】

(2) 「生活支援サービス実証・実装事業」として、AI、IoT又はデータ等を活用した先進性・革新性のある生活支援サービスを提供する者が、美園地区等を含むサービスエリアで、その実証又は実装を行う事業について、当該事業に関する経費の1/2を、3,000,000円を上限として補助する。

(申請受付)

第3条 さいたま市役所都市戦略本部未来都市推進部にて受け付ける。

(交付申請に関する審査)

第4条 第2条第2号の規定による補助金の交付決定に関して、審査委員会による審査を行う。

2 審査委員会の設置及び運営等については、別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第2条の規定は、この要領により交付した補助金の交付確定事務について、同日後もなおその効力を有する。